

① プログラム等準備金の益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(十六) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期益金算入額の計算	4年経過後4年間均等益金算入額 ((15)の計)	1	円	貸借対照表との差額の明細	貸借対照表に計上されている プログラム等準備金		7	円	
	同上以外の場合による益金算入額 ((16)の計)	2			差 引 (7)－(6)		8		
	計 (1)＋(2)	3			当期積立額	9			
翌期繰越額の計算	期首プログラム等準備金の金額	4	円		貸借対照表の取崩不足額 (3)－((9)－((7)－前期の(7)))	10	円		
	当期益金算入額 (3)	5			計 (9)＋(10)	11			
	期末プログラム等準備金の金額 (4)－(5)	6			前期末における差額 (前期の(8))	12			
益 金 算 入 額 の 計 算									
積立事業年度		当初の積立額の うち損金算入額	期首現在の 準備金額		当期益金算入額		翌期繰越額 (14)－(15)－(16)		
					4年経過後4年間均等 益金算入による場合 $(13) \times \frac{\quad}{48}$	(15)以外の場合			
		13	14		15	16	17		
積立事業年度終了の日の翌日から四年を経過したもの	・ ・	円	円		円	円			
	・ ・							円	
	・ ・								
	・ ・								
積立事業年度終了の日の翌日から四年を経過しないもの	・ ・								
	・ ・								
	・ ・								
	・ ・								
計				円					

別表十二（十六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で情報処理の促進に関する法律第2条第3項《定義》に規定するソフトウェア業、他人の用に供するために構成した著作権法第2条第1項第10号の3《定義》に規定するデータベースを譲渡し、提供し、若しくはその利用の許諾を行う事業若しくは統合情報処理システムサービスを提供する事業（以下「ソフトウェア業等」といいます。）を営むものが平成15年改正法附則第97条第2項《プログラム等準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成15年改正前の措置法第57条第2項から第5項まで、第8項若しくは第9項《プログラム等準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人でソフトウェア業等を営むも

のが平成15年改正法附則第116条第2項《プログラム等準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成15年改正前の措置法第68条の51第2項、第3項、第7項若しくは第8項《プログラム等準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「期首プログラム等準備金の金額4」には、当期首現在の税務計算上のプログラム等準備金の金額を記載します。